

経済産業省の取組

平成17年12月19日
経済産業省

特定商取引法における規制

不当請求にもつながり得るものとしての通信販売広告規制

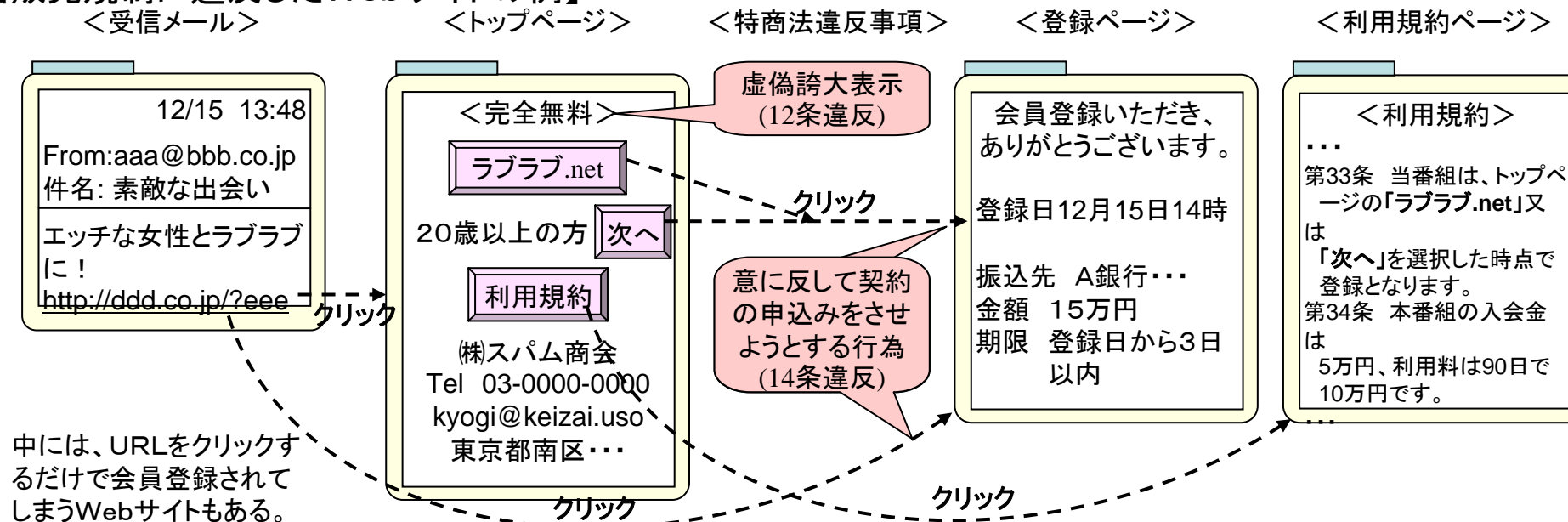
1. 通信販売広告メールの送信に関する規制

- ①件名欄への「未承諾広告※」の表示義務
- ②本文最前部への事業者情報の表示義務
- ③再送信禁止義務(オプト・アウト)

2. 通信販売広告に課される規制

- ①虚偽・誇大広告の禁止(刑事罰の適用あり)
広告(電子メール及びリンク先Webサイト)中で、役務の対価などについて虚偽・誇大な広告をすることを禁止
- ②意に反して契約の申込みをさせようとする行為の禁止
販売業者等がWebサイト上で契約の申込みを受ける場合に、「申込み」となる行為を明示しないこと等を禁止

【通信販売規制に違反したWebサイトの例】



特定商取引法に基づく行政処分

平成15年10月

特商法違反(表示義務違反:法第11条)で業者2社を行政処分(指示)

平成17年6月

特商法違反(表示義務違反:法第11条)で業者2社に対して行政処分(業務停止命令)

特商法違反(顧客の意に反する申込み:法第14条)で業者1社に対して行政処分(指示)

迷惑メール追放支援プロジェクト

・平成17年2月より、総務省と連携して迷惑メール送信を行う悪質事業者の各フェーズに対応した総合的な対策を講じることにより、迷惑メールの追放を図っている。平成17年11月末現在のISPへの通知数は12,740件(うちWebサイト違反:1,438件、メール違反:11,302件)。

悪質事業者の手口

悪質事業者は、

<フェーズ1>

無差別かつ大量に迷惑メールを送信し、

<フェーズ2>

迷惑メールで紹介したWebサイトで不当請求を行い、

<フェーズ3>

自らが管理する他人名義の預金口座に振り込ませた金銭を入手して、

不当な利益を得ている。

送らせず

不当請求
させず

引き出
させず

「迷惑メール追放支援プロジェクト」の概要

調査用の携帯電話及びPCを自ら設置して迷惑メールを収集し、

<対策1>

広告メールが特定商取引法の表示義務に違反していることを認定することで、ISPが約款に基づいて迷惑メール送信者を利用停止にすることを支援し(総務省と共同実施)、

<対策2>

Webサイトの広告表示が特定商取引法に違反していることを認定することで、ISPが約款に基づいてWebサイトを削除することを支援し、

<対策3>

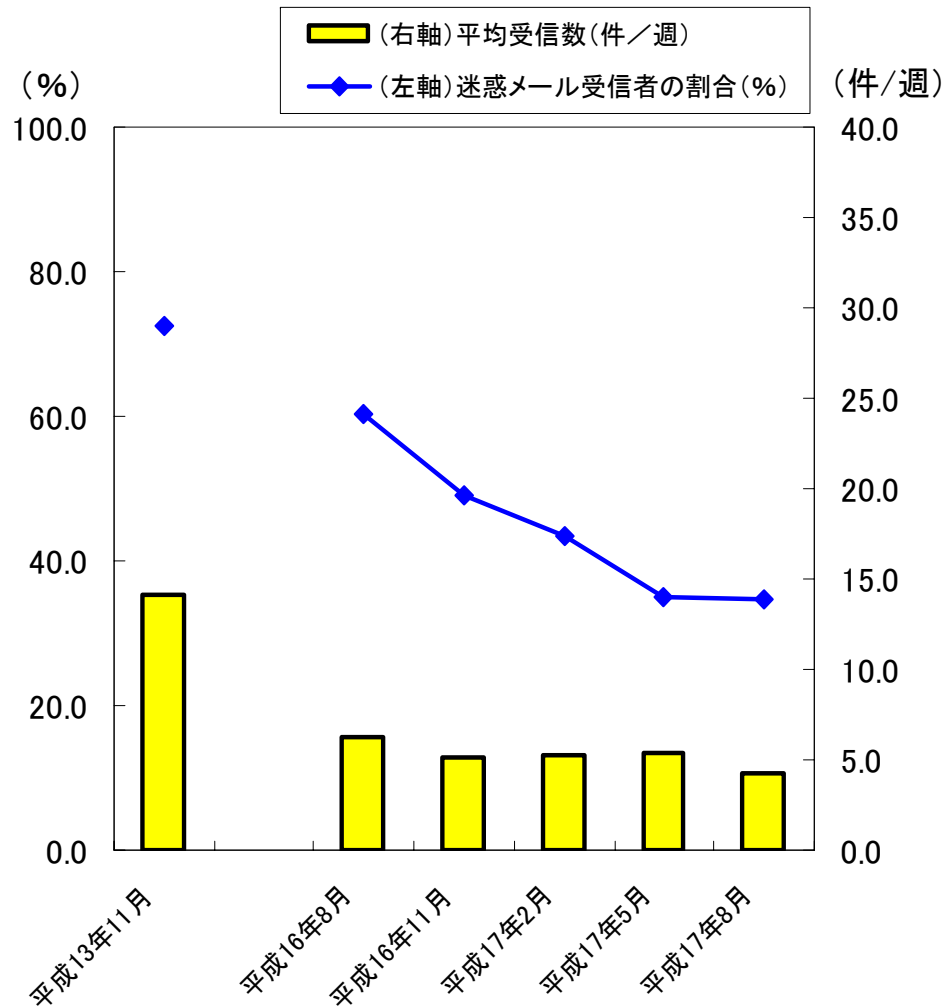
不正預金口座情報の提供先の金融機関が本人確認を実施することによって、金融機関が不正預金口座の凍結等を措置するのを促進することにより、

迷惑メールの追放を図る。

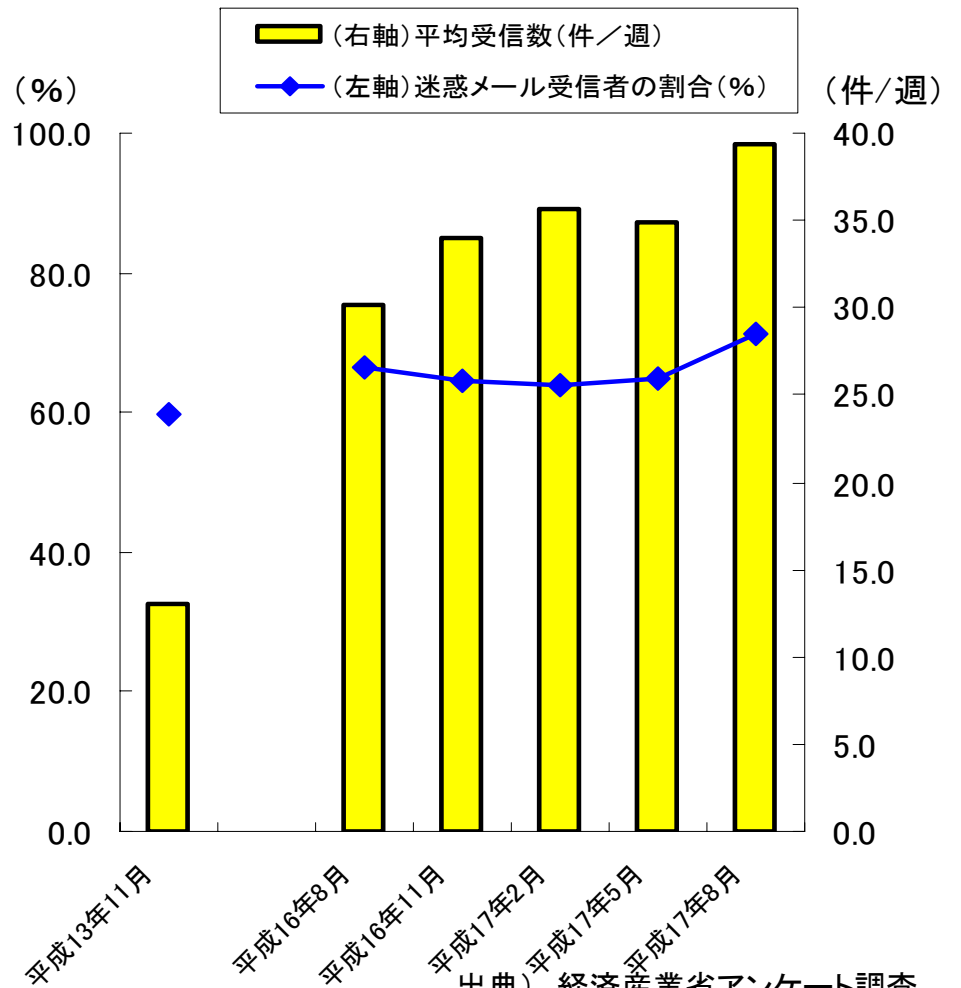
迷惑メールの現状（受信状況）

・この3年間で携帯電話における迷惑メール受信数は減少した。
 ・一方、PCにおける迷惑メール受信数は増加を続けている。

<携帯電話>



<PC>



出典) 経済産業省アンケート調査

違反事例の公表

- ・多くの不当請求等Webサイトは特商法に違反。
- ・違反事例を経済産業省のサイト上で公表(随時事例を追加)し、注意喚起を行う。

URL: <http://www.meti.go.jp/policy/consumer/tokusyuu/meiwakumail-02.htm>

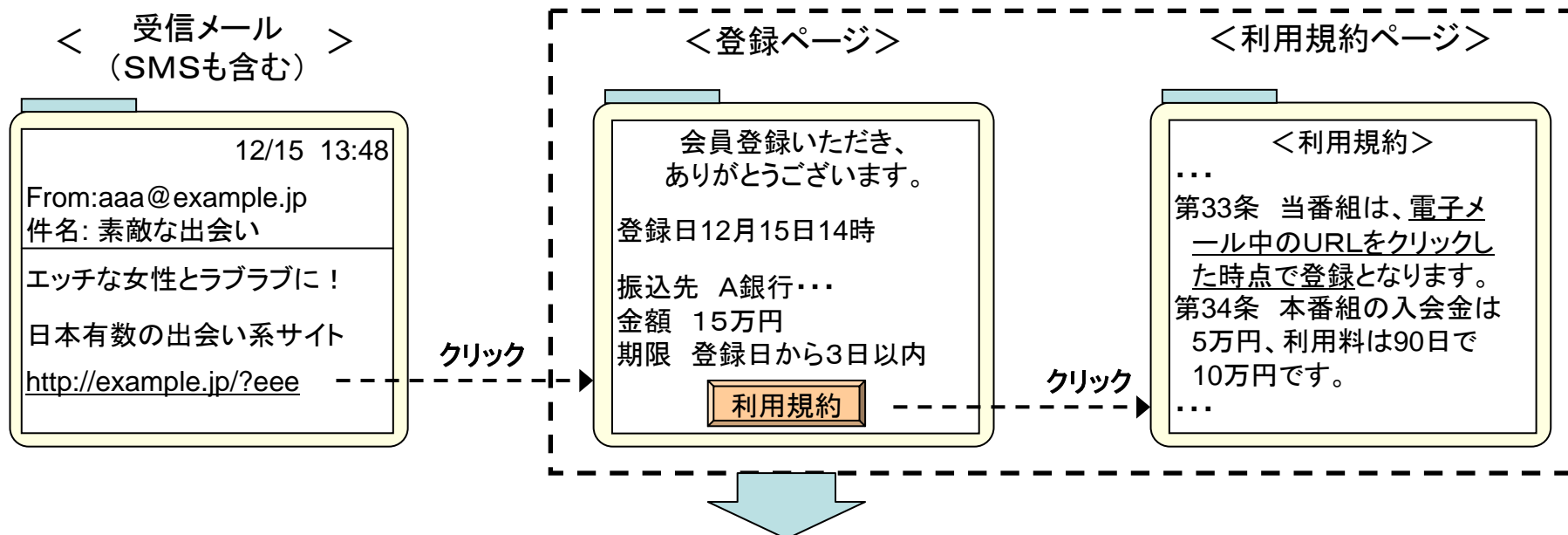
現在公表されている事例については、末尾の(参考)を参照。

- ・東京都等が、「架空請求メール都民通報制度」で得られた事案のうち、上記事例に該当するサイトの情報をISPに提供し、違法Webサイトの削除等を促進する。

(参考)

特定商取引法の通信販売規制に違反する事例 1 いわゆるワンクリック詐欺 ①

リンク先のWebサイト(ページ)に接続したら、いきなり有料サイトへの入会申込みとして処理されて支払い請求を受けた場合



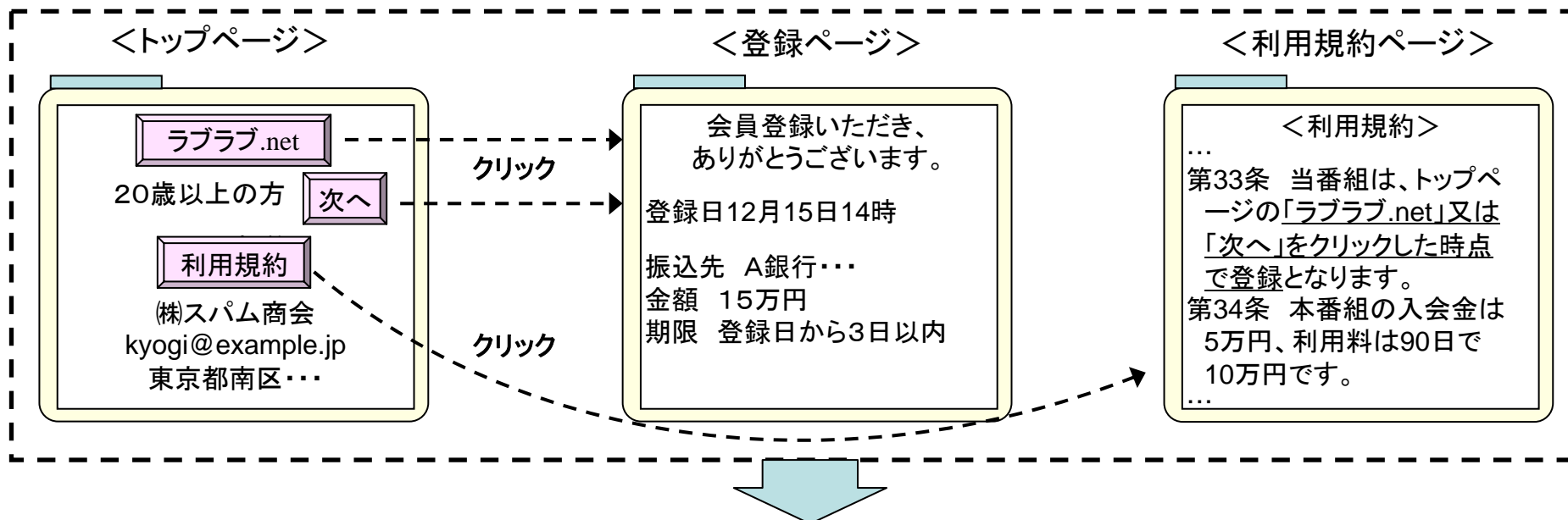
◎上記のようなWebサイトは特定商取引法に違反しています。

(ポイント)

1. 出会い系サイトやアダルトサイトなどの広告であって、商品の代金や役務の対価が請求されている場合には、特定商取引法の規制対象となります。
2. リンク先のWebサイト(ページ)に接続したら、いきなり有料サイトへの入会申込みとして処理されて支払い請求を受けた場合、そのWebサイトは特定商取引法第14条(意に反して契約の申込みをさせようとする行為の禁止)に違反しています。
3. 具体的には、以下の2点を満たしていない場合には、特定商取引法違反となります。
 - ①入会となる行為を入会申し込みの操作時に明示していること
(利用規約に書いてあるだけでは事前に明示したことにはなりません)
 - ②消費者が申込内容を確認し及び訂正できるようにしていること

特定商取引法の通信販売規制に違反する事例 2 いわゆるワンクリック詐欺 ②

Webサイト中のあるボタン・画像をクリックしただけで、いきなり有料サイトへの入会申込みとして処理されて支払い請求を受けた場合



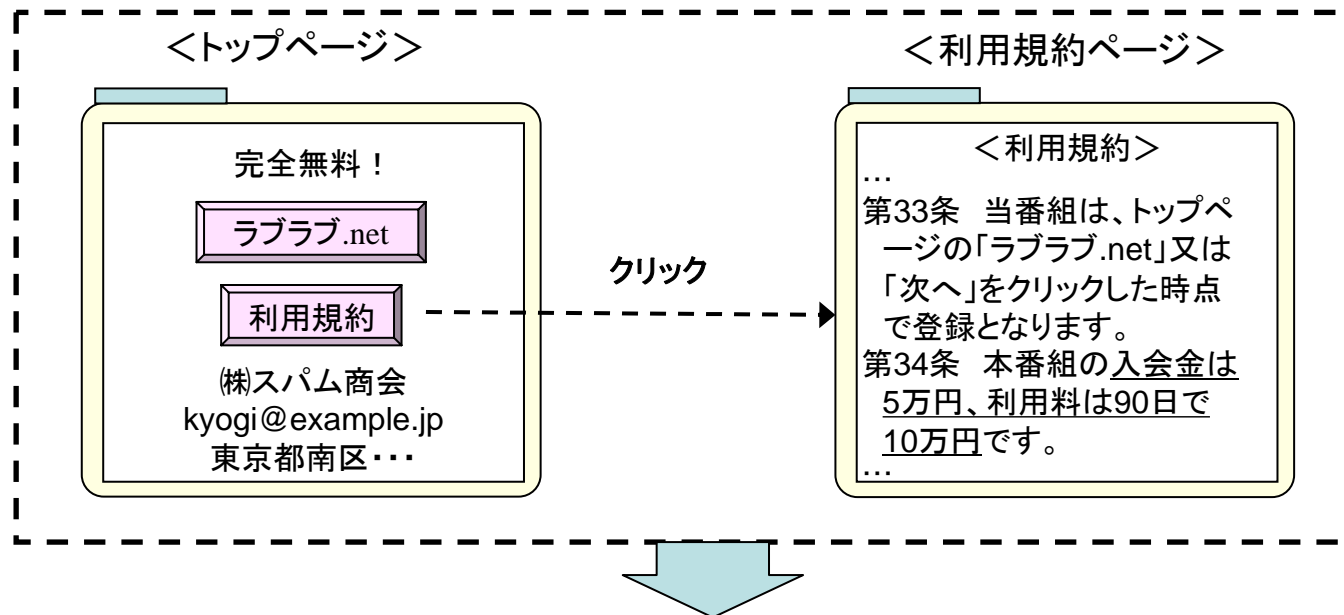
◎上記のようなWebサイトは特定商取引法に違反しています。

(ポイント)

1. 出会い系サイトやアダルトサイトなどの広告であって、商品の代金や役務の対価が請求されている場合には、特定商取引法の規制対象となります。
2. Webサイト中のあるボタン・画像をクリックしたら、いきなり有料サイトへの入会申込みとして処理されて支払い請求を受けた場合、そのWebサイトは特定商取引法第14条(意に反して契約の申込みをさせようとする行為の禁止)に違反しています。
3. 具体的には、以下の2点を満たしていない場合には、特定商取引法違反となります。
 - ①入会となる行為を入会申し込みの操作時に明示していること
(利用規約に書いてあるだけでは事前に明示したことにはなりません)
 - ②消費者が申込内容を確認し及び訂正できるようにしていること

特定商取引法の通信販売規制に違反する事例 3 虚偽誇大広告 ①

Webサイトのトップページでは「無料」と記載されているにもかかわらず、利用規約ページには有料と記載されている場合



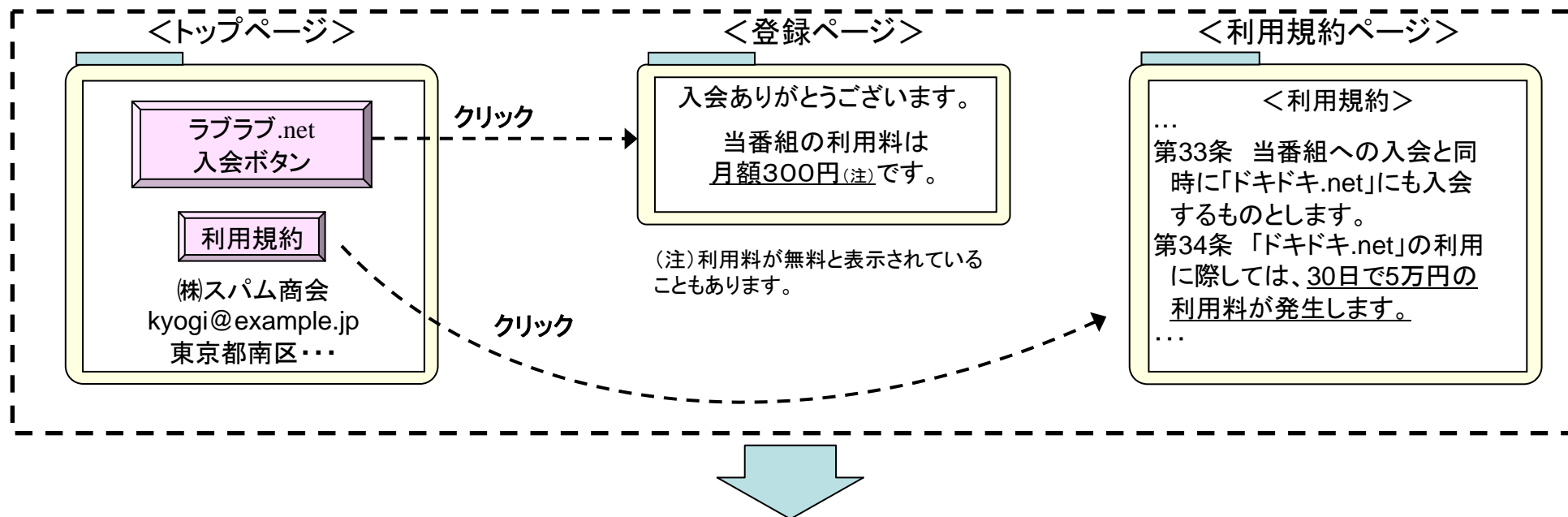
◎上記のようなWebサイトは特定商取引法に違反しています。

(ポイント)

1. 出会い系サイトやアダルトサイトなどの広告であって、商品の代金や役務の対価が請求されている場合には、特定商取引法の規制対象となります。
2. Webサイト又は電子メールの本文の中に、商品代金又は役務の対価が「無料」と表示されているにもかかわらず、利用規約等に商品代金又は役務の対価が有料と記載されている場合、そのWebサイトは特定商取引法第12条(誇大広告等の禁止)に違反しています。
3. なお、役務の対価には、入会金や利用料のみならず、退会金や一定期間当該サイトを利用しないことにより発生する違約金も含まれます。

特定商取引法の通信販売規制に違反する事例 4 提携有料サイト ①

あるWebサイトに入会申込みをしたところ、自動的に他の有料Webサイトにも入会申込みをしたと処理されて不当な支払い請求を受けた場合



◎上記のようなWebサイトは特定商取引法に違反しています。

(ポイント)

1. 出会い系サイトやアダルトサイトなどの広告であって、商品の代金や役務の対価が請求されている場合には、特定商取引法の規制対象となります。
2. あるWebサイト(サイトA)に入会申込みをした際に、自動的に他の有料Webサイト(サイトB)にも入会申込みをしたと処理されて支払い請求を受けた場合、サイトAは特定商取引法第14条(意に反して契約の申込みをさせようとする行為の禁止)に違反しています。
3. 具体的には、以下の2点を満たしていない場合には、特定商取引法違反となります。
 - ① サイトAに入会申込みをすると、自動的にサイトBにも入会申込みとなることを入会申込みの操作時に明示していること
(利用規約に書いてあるだけでは入会申込みの操作時に明示したことにはなりません)
 - ② 消費者がサイトA及びサイトBにも入会申込みをすることを確認し及び訂正できるようにしていること